




海津郡3町合併協議会の調整方針

(協議第13号) H14.12.9(第3回)提出 H14.12.9(第3回)確認

協議第13号	慣行の取扱い	協議細目
調整方針(案)	1 市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において定めるものとする。 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。 3 名誉市民制度については、新市において、平田町及び南濃町の例により調整する。 4 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。	

項目	現況	備考		
	海津町	平田町	南濃町	
1. 町章	 昭和40年3月16日告示	 昭和35年6月1日告示	 昭和38年8月19日告示	
2. 町民憲章	遠つ祖より 築かれてきた ふるさと 海津  ゆたかな 水と緑に 雲騰がり 南風薫る  心合わせ 力尽くしてゆく彼方 理想のまち つくりあげよう  1、わたしたちは感謝します 1、わたしたちは心を持ちます 1、わたしたちは根性を持ちます	わたしたちの町 平田町は 血と汗とによって 築きあげられた 文化と伝統の町です。 このふるさとを 創意と情熱をもって 希望にみちた 豊かな住みよい町にします。 実践項目 1. 心身をきたえ、働きましょう。 1. たがいに助けあいましょう。 1. きまわりを守りましょう。 1. みんなとあいさつしましょう。 1. 親切にしあいましょう。 1. 時間を大切にしましょう。 1. 物を生かして使しましょう。 1. 感謝の心をもち、社会のためにつくしましょう。	はるかなる いびの流れにいだかれて きのうに学び きょうを喜びあって あしたに限りなく夢ひろがる町を つくりつづけたい	
2-1. その他憲章	昭和60年4月18日制定	福祉憲章 平成1年5月16日制定	昭和59年11月3日制定	
3. 町の木	松 指定 昭和50年10月3日	キンモクセイ	けやき 昭和49年5月5日指定	
4. 町の花	あやめ 指定 昭和50年10月3日	サルビア	みかんの花 平成4年9月5日指定 「家庭の花」 パンジー 平成4年9月5日指定	

現 況				
項 目	海津町	平田町	南濃町	備 考
5. 宣言		公明選挙の町 S37.12.17 青色申告の町 S40.12.12 福祉の町づくり H 1. 5. 6	交通安全の町 S38.7. 明るい選挙の町 S42.3. 人権尊重の町 H14.	
6. 名誉町民		平田町名誉町民条例 平成 11年 9月 20日 公布	南濃町名誉町民条例 昭和 42年 12月 8日 公布	
7. 表彰	海津町表彰規程 平成 4年 10月 12日 公布 1. 町の教育、産業、消防、水防、衛生、土木、土地改良、納税、慈善事業その他公益事業に関し功労顕著なる個人又は団体 2. 町長、助役及び収入役の職にあつて満 12年以上在職した者 3. 町議会議員、監査委員、選挙管理委員会の委員、教育委員会の委員又は農業委員会の委員の職にあつて満 12年以上在職した者 4. 町消防団員、又は水防団員として満 15年以上在職した者 5. 町の職員として満 20年以上在職し、誠実、勤勉に職務を精励した者 6. 自治会長又は農事改良組合長として満 10年以上在職した者 7. 学校教員として満 20年以上町内の小・中学校に勤務した者 8. 民生委員、行政相談員、人権擁護委員及び保護司として満 15年以上在職した者 9. 町医、学校医として満 15年以上勤務した者 10. 善行、徳行すぐれた者 11. 町に対し、金額又は価格 50万円以上の寄附をした個人又は 100万円以上の寄附をした団体	平田町表彰規則 昭和 60年 10月 21日 公布 1. 町の教育、産業、消防、水防、衛生、土木、土地改良、納税、慈善事業その他公益事業に関し功労顕著なる個人又は団体 2. 満 12年以上町長、助役又は収入役の職にある者 3. 満 12年以上町議会議員、監査委員、選挙管理委員会の委員、教育委員会の委員又は、農業委員会の委員の職にある者 4. 自治会長又は農事改良組合長として 12年以上勤務した者 5. 町消防団員として満 15年以上勤務した者 6. 町職員として満 30年以上勤務した者 7. 徳行すぐれた者 8. 町に対し、金額又は価格 50万円以上の寄附をした個人又は 100万円以上の寄附をした団体	南濃町表彰規則 昭和 41年 5月 20日 公布 1. 町の教育、産業、消防、水防、衛生、土木、土地改良、納税、慈善事業その他公益事業に関し功労顕著なる個人又は団体 2. 満 8年以上町長、助役又は収入役の職にある者 3. 満 12年以上町議会議員、監査委員、選挙管理委員会の委員、教育委員会の委員又は、農業委員会の委員の職にある者 4. 区長として 15年以上勤務した者 5. 町消防団員として満 15年以上勤務した者 6. 町職員として満 20年以上勤務した者 7. 校長及び教頭で教員を通じて 25年以上町内の学校に勤務した者 8. 教員として 30年以上町内の学校に勤務した者 9. 徳行すぐれた者 10. 町に対し、金額又は価格 50万円以上の寄附をした個人又は 100万円以上の寄附をした団体	
8. 町の歌（愛唱歌）	海津音頭 海津小唄 薩摩義士の唄	平田音頭 平田小唄	町民憲章歌 南濃音頭 南濃シャンソン	